

令和8年1月23日

お知らせ

課名	労働雇用政策課
担当	労働調整班 西田、佐藤
内線	5261、5265
直通	086-226-7386

岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業（第2期）補助金の募集を開始します！

女性が働きやすい職場環境整備等の取組を行う県内中小企業者を支援するための補助金の制度を設け、次のとおり募集を開始しますのでお知らせします。

なお、本件に関しては、県政記者クラブと経済金融記者クラブに同時にお知らせしています。

1 対象者

県内に事業所等を有する中小企業者

2 対象経費

女性が働きやすい職場環境づくりに資する次の施設の整備に要する経費

- ・女性専用施設（トイレ、更衣室、シャワー室）の新設、増設、改修及びそれに伴う備品の購入
- ・休憩室の新設及びそれに伴う備品の購入 等

3 補助率

対象経費の2／3以内（上限200万円、下限60万円）

4 申請受付期間

令和8年3月9日（月）10時～3月23日（月）17時

（予算額を超える申請があった場合は、抽選により審査対象者を決定します。）

5 申請方法

岡山県中小企業団体中央会の専用応募フォームより申請

（応募フォームURL <https://www.okachu.or.jp/katsuyaku-2/>）

6 問合せ先

岡山県中小企業団体中央会 女性活躍推進等就業環境整備支援事業（第2期）受付係

TEL：086-224-2245

E-mail：katsuyaku@okachu.or.jp

岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業（第2期）補助金

中小企業等における女性の就労環境を整備するため、女性が働きやすい職場環境整備等の取組みに要する経費に補助金を交付します。

- 補助対象者：県内に事業所等を有する中小企業者
- 基本要件：**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**(平成27年法律第64号) 第8条第1項に規定する『一般事業主行動計画』を策定し、女性の就業継続・職域拡大等に関する目標を定めること。
※女性活躍推進法特集ページ参照
：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>
※ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する『一般事業主行動計画』ではありません。
- 補助限度額：上限**200**万円、下限**60**万円
※応募審査時に対象外経費が発生し、補助金額が下限を下回った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。
- 補助率：**2/3**以内
- 補助対象経費：女性が働きやすい職場環境づくりに資する施設の整備に要する経費
 - ①女性専用施設（トイレ、更衣室、シャワー室）の新設、増設、改修及びそれに伴う備品の購入に要する経費
 - ②職場のコミュニケーションが活性化し、女性が働きやすい職場環境づくりに資する休憩室の新設及びそれに伴う備品の購入に要する経費
 - ③その他、女性の就業環境改善に資する施設・設備で知事が認めるもの

交付決定までの流れ

申請は1事業者1回限り

専用サイト
二次元コード

※申請受付は応募フォーム（<https://www.okachu.or.jp/katsuyaku-2/>）のみとなります。



1.申請受付期間

令和8年3月9日(月) 10:00～ 3月23日(月) 17:00

- 予算額（1億円）を超える申請があった場合は、「抽選」により、審査対象者を決定します。
- 抽選結果は、事務局からメールにて通知します。（3月31日頃）
※抽選結果により補助金の交付が確定されるものではありません。

2.審査

事務局が申請内容について審査を行います。

3.交付決定

岡山県が「交付決定」を行います。

※交付決定前に発注した場合は補助金の交付が受けられません。

※申請の際は、申請内容や書類等に不備が無いか必ず確認してください。

不備がある場合は、不交付となることや交付決定が遅れことがあります。

※裏面もご確認ください

■事業実施期間：交付決定日～令和8年10月30日(金)まで

※事業期間内に発注・納入・支払が完了しないものは対象となりません。



※補助金のお支払いは事業完了後、実績報告の提出に基づく現地検査・補助金額の確定を行った後となります。

留意事項

※『岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援モデル事業補助金』又は『岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援事業補助金』の交付決定を受けた事業者は申請できません。

※本事業の補助対象者は、岡山県内に事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）です。

※以下のいずれかに該当する方（いわゆる「みなし大企業」）は対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- (1) 令和8年1月1日以降に創業又は開業した中小企業者
- (2) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納がある者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者
- (5) 財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、N P O 法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業者でない者
- (6) 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者

※補助事業が完了した後、本事業の成果について岡山県より公表を依頼した場合は協力してください。

補助対象外経費

※次の経費は対象外となりますのでご注意ください。（詳細は要項等をご確認ください。）

- (1) 古くなった施設等の単なる更新
- (2) 従業員だけでなく、顧客や施設利用者も使用することが想定されるもの
- (3) 男性従業員専用の施設及び共用施設の経費（休憩室を除く。）
- (4) 事務所新設に伴う工事
- (5) 建物賃貸借契約等により借りている施設の改修
- (6) 建物賃貸借契約等により他者に貸し出している自社建物（申請企業以外の従業員が使用する施設）の改修
- (7) 自社における工事や材料調達
- (8) 業務上使用するもの（パソコン・電話・プロジェクターなど）
- (9) 機能が過剰と判断されるものや必要以上に華美なもの（高性能な機能付きエアコン、高級家具類など）
- (10) 申請する補助対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて（受けようとして）いる経費
- (11) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

等

■お問合せ先

 岡山県中小企業団体中央会 女性活躍推進等就業環境整備支援事業（第2期）受付係

電話：086-224-2245（平日：9:00～12:00, 13:00～17:00）e-mail：katsuyaku@okachu.or.jp